

京都市告示第341号

京都市西京極総合運動公園野球場の指定管理者である財団法人京都市体育協会から、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、当該施設に係る供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成21年11月27日

京都市長 門川大作

京都市西京極総合運動公園野球場

平成21年12月1日から平成21年12月27日までを供用しない日に含む。

平成22年1月4日から平成22年4月20日までを供用しない日に含む。

(理由)

施設の全面改修工事を行うため

施設の電気設備点検を行うため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)